

# 1. 市原市都市公園の利用について

都市公園の全部、または一部を占有して利用する場合、「都市公園内行為許可」を受ける必要があります。

例：夏祭り、防災訓練、商業行為など

下記の行為については使用料がかかります。

区分	単位	金額(円)
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1人1日につき	270
	1㎡1日につき	80
業としての写真撮影をする場合	1人1日につき	270
業としての映画・ビデオ撮影をする場合	1回2時間以内	2,840
興業、競技会、展示会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡1日につき	3

※市原市に住所もしくは勤務先を有する者又は市内の小学校、中学校、高等学校、専門学校もしくは大学に在学するもの以外の者が利用する場合は、当該使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収します。

<b>受付窓口</b> (許可を受ける公園の窓口)	【中央地区公園管理所】 五井地区(五井、国分寺台、君塚、青柳、松ヶ島など)、千種  【東部地区公園管理所】 市原地区(八幡、五所、若宮、菊間など)、辰巳台地区、 市津地区(うるいど南、喜多、瀬又など)、ちはら台地区
<b>申請期限</b>	許可を受ける行為の1週間前
<b>使用料の支払</b>	申請時に併せてお支払いください。



### 【中央地区公園管理所】

住所	<a href="#">岩崎 268(市原緑地運動公園 臨海競技場)</a>
電話番号	0436(23)1700
FAX	0436(21)6759
E-mail	<a href="mailto:kouen-kanri@ce.wakwak.com">kouen-kanri@ce.wakwak.com</a>
ホームページ	<a href="http://www.ichihara-park.org">http://www.ichihara-park.org</a>
管理区域	五井地区(五井、国分寺台、君塚、青柳、松ヶ島など)、千種

### 【東部地区公園管理所】

住所	<a href="#">ちはら台西 3-3(ちはら台公園 管理事務所)</a>
電話番号	0436(63)4113
FAX	0436(76)7301
E-mail	<a href="mailto:tobukouen@iaa.itkeeper.ne.jp">tobukouen@iaa.itkeeper.ne.jp</a>
ホームページ	<a href="http://www.ichihara-park.org">http://www.ichihara-park.org</a>
管理区域	市原地区(八幡、五所、若宮、菊間など)、辰巳台地区 市津地区(うるいど南、喜多、瀬又など)、ちはら台地区



第1号様式（第2条第1項）

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

（あて先） 指定管理者

申請者 住 所

氏 名

印

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 ）

次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。

行為の目的	
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間
行為を行う都市公園名	
行為を行う場所又は公園施設	
行為の内容	
行為の範囲	(平方メートル)
使用料	
備考	

使用料等減免申請書

平成 年 月 日

（あて先）

申請者 住 所  
氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者氏名〕

次のとおり 

使用料
占用料

 の減免を申請します。

許可を受ける（受けた） 都市公園名	
許可を受ける（受けた） 行為又は物件等の内容	
許可を受ける（受けた） 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間
使用料又は占用料	
申請区分	減額 ・ 免除
減免申請の理由	
備考	